最終更新日：2018年3月30日
株式会社HANATOUR JAPAN
代表取締役社長 李 炳燦
問合せ先：取締役管理本部長 鈴木 芳明 (03-6402-4411)
証券コード：6561
http://www.hanatourjapan.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「総合旅行会社として事業を拡大し、2020年に日本の旅行会社のリーディングカンパニーになる」というビジョンのもと、「世界の旅行者に「安全」で「感動的な」旅行（体験）を提供し、人々を幸せにすることを通して、世界平和に貢献する」ことをミッションに掲げております。これらの経営方針のもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営環境の変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施してまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
HANATOUR SERVICE INC.	5,619,700	51.09
李 炳燦	2,070,100	18.82
株式会社SBI証券	288,800	2.63
楽天証券株式会社	136,300	1.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	106,200	0.97
金 英南	85,000	0.77
SOCIETE GENERALE PARIS/BT REGISTRATION MARC/OPT	69,700	0.63
松井証券株式会社	59,300	0.54
日本証券金融株式会社	49,600	0.45
イ ミンジュ	42,200	0.38

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	HANATOUR SERVICE INC. （上場：海外） （コード） ―――

補足説明

HANATOUR SERVICE INC.は、韓国取引所（証券コード：039130）及びロンドン証券取引所（ティッカー：TOUR）に上場しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社との取引に際しては、会社法や職務権限規程等の社内規程に基づき取引条件を検討し、その上で取引を行うこととしております。また、取引に際して当社取締役会での決議を要する場合には、同社から招聘している取締役の決議不参加を図っております。更に監査役により、適切な取引が行われているかが監視されております。
なお、親会社との取引を行う場合は、一般の取引と同様の条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を害することのないように対応する方針です。
(親会社との旅行商品の取引条件について)
旅行商品のうち、一部の中高価格帯商品については、HANATOURグループのブランド戦略の一環として、当社と親会社との間で合意された条件(ツアー全体から得られる利益の額を親会社75%、当社25%の比率により配分)に基づき、取引を行っております。 この取引は、「旅行商品代金に関する覚書」に基づいて履行されており、当該覚書には利益の配分割合の他、条件の見直し、及び1ヶ月前の予告による解約等が定められております。また、取引条件の妥当性については、取締役会において半期に一度、他社との取引条件等を比較しその適正性等を様々な観点から検証を行なった上で、検証の結果、当社にとって不利益となる場合は条件の見直し、解約を親会社と交渉を行う予定であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社であるHANATOUR SERVICE INC.は当社の議決権の51.09%(2017年12月末現在)を保有しております。当社の事業方針や事業展開の決定については、親会社の指示や承認を得て行うのではなく、当社の取締役会を中心とした当社独自の判断により業務執行を行っております。
また、当社は、親会社からの独立性を一層高める観点から、親会社グループと特別な関係がない社外取締役1名及び社外監査役2名を選任し、当該役員が独立した立場で適切な業務執行及び監督を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
李　憲模	学者											

※　**会社との関係についての選択項目**
※　**本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
※　**近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
李　憲模	○	―――	日本及び韓国の政治・行政の比較研究を行っていることから、日韓両国の情勢や日韓関係について深い知見を有しており、その専門知識と経験等を当社の経営全般の監督に活かされることを期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査手続や監査計画について説明を受けており、四半期毎に会計監査人が実施した監査手続及びその結果について聴取し、意見交換を行っております。
監査役は、内部監査室から、監査計画ならびに監査結果について報告を受けており、指摘事項や発見されたリスク等について意見交換を行っております。
会計監査人は、内部監査室から監査計画について説明を受けており、必要に応じて内部監査の結果についても説明を受け、意見交換を行っております。
3者は定期的に会議を開いて相互に協力し、監査役と会計監査人は会計監査の品質向上を図り、監査役と内部監査室は、経営または業務全般の監査の品質向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川　和洋	他の会社の出身者													
鹿野　建治	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川　和洋	○	―――	公認会計士及び税理士として企業会計や税務に精通しており、その専門知識と経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断したため、社外監査役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

鹿野　建治	○	当社の仕入先の1社である日本ビューホテル㈱において2008年に代表取締役に就任し、2016年同社の取締役を退任しております。同社との直前期の取引実績は仕入金額全体の0.02%であります	長年に渡りホテル業において経営者の立場にあり旅行業界に精通しており、これまでの豊富な企業経営の経験を活かし、当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため、社外監査役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格をみたす社外役員全てを、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与によって取締役のモチベーションを喚起できる一方で、短期的な利益向上に注力するおそれがあります。当社は、今後の市場環境に左右されず中長期的な成長を持続することが重要であると考えており、これまで取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して取締役会にて決定しており、各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長に一任しております。
監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、人事総務部で行っております。取締役会の資料は、原則として人事総務部より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討時間を確保すると共に、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に対しては、毎月開催される取締役会での情報共有及び人事総務部より重要会議の議事、結果を報告し、社外監査役に対しては、毎月開催される監査役会において、常勤監査役が会計監査人、内部監査室から得た情報を共有しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会
当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役7名 (うち社外取締役1名) で構成されております。取締役会は原則月1回の定時取締役会を

開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定すると共に各取締役の業務執行の状況を監督しております。

⑵ 監査役会
当社は監査役会設置会社であり、監査役3 名（うち常勤監査役1名、社外監査役2名）で構成され、原則として毎月開催される監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は監査役会で立案した監査計画に従い、取締役の業務の執行状況の監査を行っております。

⑶ 会計監査人
会計監査人は、有限責任監査法人トーマツの業務執行役員2名及び監査業務に関する補助者10名で構成されており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査を実施しております。

⑷ 内部監査
当社の内部監査につきましては、内部監査室（2名）が担当しており、内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務の運営が会社の経営基本方針・諸規程等に準拠し、妥当かつ効率的になされているかを監査し、監査によって業務の正常な運営と改善向上を図り、経営効率の増進に寄与することを基本方針として実施しております。なお、内部監査担当者は監査役、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行うなど、相互連携による効率性の向上に努めております。

⑸ リスク管理委員会
当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、リスク管理委員会を原則として年1回及び必要に応じて開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。更に、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。また、当社の内部監査部署である内部監査室が、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む7名で構成されており、経営に関する意思決定や事業運営上の重要事項について意思決定を行っております。また、監査役会は、豊富な業界経験や会計及び税務についての幅広い見識を有する監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成されており、取締役会等の重要会議への出席を通じて取締役の業務執行を監査しております。
現体制によって当社の経営上の迅速な意思決定や決定機関の機動性、並びに中立的な監視により経営の健全性を堅持するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席頂くために、株主総会の集中日を避けた日程を設定する予定であります。また、開催場所については、駅の近くなどアクセスの便利さを考慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、株主への利便性を勘案し必要と認められる場合は、議決権電子行使プラットフォームへの参加について検討を行います。
招集通知（要約）の英文での提供	今後、外国人投資家向けに招集通知(要約)を英文化して提供することを検討していきたいと考えております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を実施し、株主、投資家の皆様と直接的なコミュニケーションを充実させることを計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算終了後及び第2四半期決算の決算説明会を定期的に開催することに加え、機関投資家への訪問を実施し、株主、投資家の皆様と直接的なコミュニケーションを充実させることを計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けに定期的説明会を開催することを検討する予定でおります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用ページを開設し、有価証券報告書、決算情報、各種プレスリリース等を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当いたします。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対する行動の基本として「コンプライアンス規程」を定めて、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適宜開催の会社説明会等を通じて情報提供を行っていく方針であります。
その他	当社では、役員や管理職への女性の登用を積極的に行っており、2016年7月に2名の女性取締役が就任しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「コンプライアンス規程」を定めます。
⑵ 役職員を対象としたコンプライアンスに関する教育･研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持･向上を図ります。
⑶ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持ちません。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。
⑷ 事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、社内通報制度を設けます。また、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとります。
⑸ 内部監査担当者は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行います。被監査部門は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じます。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存します。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定めます。
⑵ 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持します。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ リスク管理に関して必要な事項を「リスク管理規程」に定め、リスクの防止及び損失の最小化を図ります。
⑵ 経営危機が発生した場合の対応に関する事項を「経営危機管理規程」に定め、迅速かつ適切な対応により経営危機の解決及び再発の防止を図ります。
⑶ 内部監査担当者は、リスク管理体制について監査を行います。被監査部門は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じます。

4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
⑵「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務権限及び責任の明確化を図るとともに、取締役の職務執行の効率化を図ります。
⑶ 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図ります。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し当社への事業内容の定期的な報告を求めるとともに、子会社の経営上の重要な意思決定については、当社による決裁及び当社に対する報告制度を設けます。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
⑴ 監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する監査役スタッフとして、必要な人員を配置します。
⑵ 監査役スタッフの人事異動、人事評価及び懲戒については監査役会の同意を得ます。
⑶ 監査役スタッフは監査役の指揮命令に従うものとし、取締役及び他の使用人からの指揮を受けないものとします。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑴ 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告します。
⑵ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重大な法令･定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
⑶ 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
⑴ 監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席できます。また、当社及び子会社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供します。
⑵ 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
⑶ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図ります。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制
⑴ 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。
⑵ 内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。被監査部門は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、地域住民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切排除するため、次の基本方針を掲げております。
(1) 取引を含めた一切の関係を排除する。

(2) 組織として対応する。
(3) 外部の専門機関との連携を図る。
当社は、上記基本方針のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。また、反社会的勢力への対応統括部署を人事総務部と定めると共に、人事総務部長を不当要求防止責任者として選任しており、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに人事総務部に報告・相談する体制を整備しております。更に人事総務部を窓口として、警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を行っております。加えて、平素より外部専門機関との意見交換などの連携関係を構築するよう努めると共に、有事の場合は、法律相談、通報、法的手続の依頼などを行う体制作りを行っております。
また、取引の開始時には、各種契約書等に「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制について
模式図（参考資料）をご参照ください
(2)適時開示について
当社は取締役管理本部長を適時開示の責任者としております。収集された情報は、逐次、適時開示責任者に集められ、所用の検討・手続きを経たうえで公表すべき情報は適時に公表されることとしております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）】

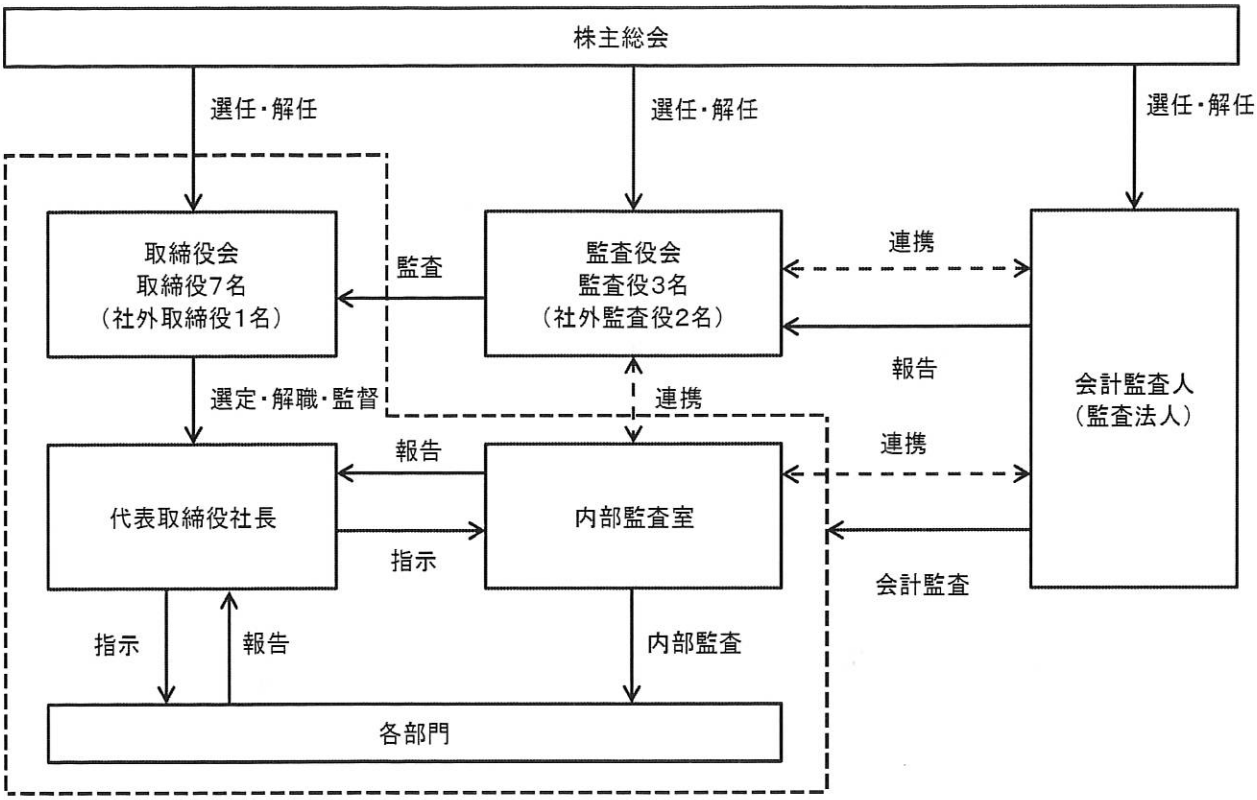

【適時開示体制の概要（模式図）】

